

特別養護老人ホームのじぎくの里
指定短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

(利用案内)

1. サービス・料金について
2. サービスの利用に際して
3. 契約の解除と苦情の受付
4. 契約者へのお願い
5. のじぎくの里について
6. 説明のご確認

サービスご契約の前に必ずお読みください

社会福祉法人のじぎく福祉会
特別養護老人ホームのじぎくの里
兵庫県高砂市北浜町西浜 7 7 3 - 3
電話 079 (247) 9200 FAX079 (247) 9201

1. サービス・料金について

のじぎくの里（短期入所）では以下のサービスをご利用いただけます。

介護保険対象のサービス



- のじぎくの里内での介護
主に食事、排泄、入浴等のサービスを行います。
- 入浴
特殊浴室もしくは一般浴室（介助浴室）にてご入浴いただけます。

●送迎

ご自宅とのじぎくの里の間の送迎を行います。



介護保険対象外のサービス

- 食費（管理栄養士による工夫された献立により、日替わりの食事を提供いたします）
- 滞在費（光熱費も含みます）
- 通常区域以外への送迎
 - 高砂市 全域
 - 姫路市 河川「市川」以東で、花田町、御国野町、別所町以南
 - 加古川市 河川「加古川」以西で加古川バイパス以南

契約者へのお約束

- ① 契約者に安全なサービスを提供いたします。
- ② 契約者の希望に添ったサービスを提供します。
- ③ 契約者に対するサービスの記録を5年間保存いたします。
- ④ 契約者のご希望の部屋を提供します。
- ⑤ 契約者の緊急時の対応をいたします。
- ⑥ 契約者の情報・秘密を守ります。
(但し、緊急の際は医療機関等に情報提供する場合があります)

当事業所が提供するサービス利用料金（契約書第8条参照）

- 当施設では、契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供し、
- (1) 利用料が介護保険から給付される場合
 - (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の一部が介護保険から給付されます。

1単位は10.17円で計算されます。

(i) <サービスの概要>

- ①入浴
 - ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
 - ・ 短期入所生活介護では、入浴又は清拭を週2回行います。
- ②排泄
 - ・ 契約者の排泄の介助を行います。
- ③機能訓練
 - ・ 機能訓練指導員により、日常生活を送るのに必要な機能のその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④健康管理
 - ・ 看護職員が、健康管理を行います。
- ⑤ その他自立への支援
 - ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
 - ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(ii) <サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、契約者の要介護度及び負担割合に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置があります。

サービス利用料金表

<従来型個室の場合>

	負担段階	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス 利用に係る 自己負担額 (単位)	4	603	672	745	815	884
	3					
	2					
	1	0円				
2. 居住費	4	1,410円				
	3②	880円				
	3①	460円				
	2	380円				
	1	380円				
3. 食費	4	※ 1,600円（朝食300円、昼食650円、夕食650円）				
	3②	1,300円				
	3①	1,000円				
	2	600円				
	1	300円				

※ 食費は、入所及び退所の関係上食事の提供分のみといたします。

<多床室の場合>

	負担 階 段	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス 利用に係る 自己負担額 (単位)	4	603	672	745	815	884
	3					
	2					
	1	0円				
2. 居住費	4	1,080円				
	3②	430円				
	3①					
	2					
	1	0円				
3. 食費	4	※ 1,600円(朝食300円、昼食650円、夕食650円)				
	3①	1,300円				
	3②	1,000円				
	2	600円				
	1	300円				

※ 食費は、入所及び退所の関係上食事の提供分のみといたします。

<加算>

看護体制強化加算Ⅰ	4単位
看護体制強化加算Ⅱ	8単位
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15単位
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22単位
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18単位
機能訓練員配置加算	12単位
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に0.14を乗じて算出
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に0.136を乗じて算出
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に0.113を乗じて算出
介護職員長処遇回線加算Ⅳ	所定単位数に0.09を乗じて算出

<個人加算>

療養食加算	8単位（日に3回を限度）
送迎加算	184単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位（7日を限度）
若年性認知症利用者受入加算	120単位
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位
緊急短期入所受入加算	90単位
医療連携強化加算	58単位
在宅中重度者受入加算	(1) 421単位 (2) 417単位 (3) 413単位 (4) 425単位
個別機能訓練加算	56単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位/月 (3ヶ月に1回を限度)
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月
看取り連携体制加算	64単位
口腔連携強化加算	50単位/月1回
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月
地域区分 7級地	10.17

上記総利用単位数に10.17を乗じた数字が介護保険適用サービス費の総額。本人負担については契約者の負担割合に応じて負担して頂きます

■ 償還払い（要介護認定を受けていない場合のサービスご利用）

契約者がまだ要介護認定を受けていない状態で介護サービスを利用された場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。その後、契約者が要支援または要介護の認定を受けられた場合、自己負担額を除いた金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくこととなります。また、契約者の居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合は、契約者に対し、払い戻しの際必要となる「サービス提供証明書」を発行いたします。

詳しくは最寄りの居宅介護支援事業者におたずねください。

- 通常区域外送迎は、1 km毎に1回につき20円を別途いただきます。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。
- 契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者負担となります。

(i) <サービスの概要と利用料金>

①介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記5(1)(ii)のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額(自己負担額ではありません。)が必要となります。

②複写物の交付

契約者は、サービス提供の記録その他複写物を必要とする場合には、実費相当分をご負担ください。

1枚につき 10円

③契約者が使用する宿泊費

契約者の利用する居室を提供します。

利用料金：居室に係る利用料金は、以下のとおりとします。

宿泊料金表(1日あたり)

従来型個室	1,410円
多床室	1,080円

④契約者の食事の提供

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとることを原則としています。

利用料金：1日当たり1,600円

(朝食300円、昼食650円、夕食650円)、
但し、入所及び退所の関係上、食事の提供分のみいただきます。

⑤レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加することができます。

利用料金：習字（半紙代）1回 50円、創作品は実費
フラワーアレンジメント 1回 550円（変動の可能性あり）

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者負担が適当であるものについて、お支払いください。

但し、喫茶100円、施設飲料代30円／杯、テレビ賃借料20円／日、髭剃り（使い捨て1本）30円、水分補給ゼリー100円となります。

⑦ 髪・美容

（理髪サービス）

理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用できます。

利用料金：実費

（美容サービス）

美容師の出張による美容サービス（調髪）をご利用できます。

利用料金：実費

※ 介護保険制度改正などで単位・加算体制の変更が生じた場合には、予め文書でお知らせのうえ、必要と認められた単位等に関して利用者または家族等に説明し、円滑にサービス提供ができるように努めます。変更内容に同意いただける場合は、本契約書及び重要事項説明書の一部の変更を示す書類を提示し、それに署名押印をいただくことで契約更新をします。

※ 介護給付の対象とならないサービス利用料金について変更を行なう場合は、事業者は契約者に対して、1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を変更します。

■ 利用料金のお支払い

利用料金は利用月締めで1か月単位の請求です。

当月に前月利用分の請求書をお渡ししますので、20日までにお支払いください。

支払いには、以下の3つの方法があります。

【支払い方法】

① のじぎくの里への窓口お支払い

(平日午前8時30分から午後5時30分まで)

② 金融機関への振込み

下記口座へ契約者名でお振込みください。

但陽信用金庫 大塩支店 普通預金 5098808

(名義人) 特別養護老人ホーム のじぎくの里

施設長 中條 あゆみ

※ 振込み手数料は契約者にてご負担願います。

③ 口座引き落とし

契約者が但陽信用金庫の口座をお持ちの場合「たんよう自動振替サービス」(口座自動引落)をご利用いただけます。

詳しくはのじぎくの里職員におたずねください。

2. サービスの利用に際して

■ 介護サービス利用の際に

介護サービス利用前に、介護保険証の内容が変わった場合には必ず「介護保険被保険者証」をご提示ください。その際、特に以下の点をご確認ください。

◎要介護状態区分等

空白または自立の場合、介護保険の適用外となります。

◎認定の有効期間

利用期間が認定の有効期間内でなければ保険証を使えません。

◎短期入所（通院）サービス

利用期間が区分支給限度基準額期間内でなければ保険証を使えません。

注) 契約者に介護保険料の未納がある場合は、保険給付割合が異なる場合があります。

- 生活保護等の公的扶助を受けられている場合は事前にお申し出ください。契約者負担分についての公的扶助を適用できる場合があります。（提出が無い場合は提出して頂いた月まで適用されませんのでご注意ください）

■ 介護サービス利用の個別計画

契約者担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護計画（ケアプラン）をもとにして、契約者の状況に合った介護サービス計画書を作成いたします（但し、4日間以上の利用の場合）。その後、介護サービス開始前に契約者もしくは家族等に対して説明を行い、同意を得たうえで決定いたします。

利用中の個別計画変更の際にも契約者および家族等の同意を得て計画を変更いたします。

■ 介護サービスの利用中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 契約者の都合による居宅介護計画（ケアプラン）の変更は可能です。計画を変更される場合は、利用前日までにのじぎくの里へご連絡ください。
- 利用中止の場合は、利用前日の午後5時までにのじぎくの里（相談員）へ必ずご連絡ください。

直通電話（079）247-9200

- 利用日の午前8時30分までに利用中止の連絡がない場合は、取消料（別紙－1）をいただきます。

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。（契約書第11条、第12条参照）

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 契約者のサービス提供時において、契約者の体調、健康状態からみて必要な場合及びその他必要な場合には、代理人様を通じ速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練をおこないます。
- ④ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。（閲覧及び交付の際には、契約者の署名及び捺印が必要です。）
- ⑤ 契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、契約者またはその他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
ただし、契約者に緊急な医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。また、契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、契約者の同意を得ます。

3. 契約の解除と苦情の受付

利用中止の場合は契約期間終了の7日前までにお申し出ください。申し出がない場合は契約期間が延長されます。ただし、以下の場合はのじぎくの里との契約は終了します。

(契約書第18条参照)

- ① 契約者が死亡された場合。
- ② 要介護認定により契約者が自立と判定された場合。
- ③ のじぎくの里が解散、破産、またはやむをえない事由により閉鎖した場合。
- ④ のじぎくの里の滅失や重大な毀損により、介護サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ のじぎくの里が介護保険の指定を取り消された場合。
- ⑥ のじぎくの里が介護保険の指定を辞退した場合。
- ⑦ 契約者が解約または契約解除の申し出をされた場合。
- ⑧ のじぎくの里が契約解除を申し出た場合。

■ 契約者からの解約・契約解除（契約書第19条、第20条参照） 以下の場合、契約者は即時に契約を解除することができます。

- ① 契約者が介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 契約者がのじぎくの里の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ 契約者が入院された場合（施設生活ができないと判断された場合）
- ④ のじぎくの里が正当な理由なく、契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ⑤ のじぎくの里が契約者の守秘義務に違反した場合。
- ⑥ のじぎくの里が故意または重大な過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つける行為をした場合。
- ⑦ 他の利用者が、契約者の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において、のじぎくの里が適切な対応をとらない場合。

■ のじぎくの里からの契約解除（契約書第21条参照）

以下の場合、のじぎくの里から契約を解除いたします。

- ① 契約者が契約の際、心身の状況および病歴等の重要事項をのじぎくの里に伝えなかったことに起因して重大な問題が発生した場合。
- ② 契約者が契約の際、心身の状況および病歴等の重要事項について、のじぎくの里に偽りの情報を伝えたことに起因して重大な問題が発生した場合。
- ③ 契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延した場合。
- ④ 契約者が故意または重大な過失により他の利用者またはのじぎくの里およびその里職員等の身体・財物・信用等を傷つける行為をされた場合。
- ⑤ 契約者の行動により他の利用者またはのじぎくの里およびその職員等の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。
- ⑥ 契約者の行動により、のじぎくの里において重大な自傷行為をされるおそれがある場合。

■ 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

- のじぎくの里の責任によって契約者に損害を生じさせた場合、のじぎくの里は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、契約者側の故意または過失が認められる場合において、契約者の心身状況を考慮して相当と認められる場合には、のじぎくの里の損害賠償責任を減じる場合がございます。
- のじぎくの里は、のじぎくの里の責任による理由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の場合、のじぎくの里は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者および家族が契約の際、のじぎくの里が契約者の状況についてたずねた際、心身の状況および病歴等の重要事項をのじぎくの里に伝えなかったことに起因して重大な問題が発生した場合。
- ② 契約者および家族が契約の際、のじぎくの里が契約者の状況についてたずねた際、心身の状況および病歴等の重要事項をのじぎくの里に偽って伝えたことに起因して重大な問題が発生した場合。
- ③ 契約者の急激な体調の変化など、のじぎくの里が実施したサービスに起因しないことにより損害が発生した場合。
- ④ 契約者が、のじぎくの里および職員の指示等に反して行った行為により損害が発生した場合

■ 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、契約者や家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

■ 苦情の受付について（契約書第25条参照）

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

<苦情受付担当者>

（相談）峯垣 祐香

（受付）月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時

電話（079）247 - 9200 FAX（079）247 - 9201

<第三者委員>

宗行 正明 電話 080-3137-5529

中村 昌由 電話 090-7762-9350

<苦情解決責任者>

（施設長）中條 あゆみ

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

■ 公的機関における苦情受付窓口

以下のところでも苦情の受付をいたしております。

● 国民健康保険団体連合会

電話 (078) 332-5617 FAX (078) 332-5650

神戸市中央区三宮町1-9-1-1801

月曜日から金曜日（平日）午前9時から午後5時まで受付

● 高砂市 介護保険課 電話 (079) 443-9063

姫路市 介護保険課 電話 (079) 221-2923

加古川市 介護保険課 電話 (079) 427-9123

月曜日から金曜日（平日）午前9時から午後5時まで受付

● 兵庫県東播磨県民局加古川健康福祉事務所 監査・地域福祉課

電話 (079) 421-9296

加古川市加古川町寺家町天神木97-1

月曜日から金曜日（平日）午前9時から午後5時まで受付

● 兵庫県運営適正化委員会

電話 (078) 242-6868 FAX (078) 242-0297

神戸市中央区坂口通2-1-18

兵庫県福祉センター3階 兵庫県社会福祉協議会内

月曜日から金曜日（平日）午前10時から午後4時まで受付

4. 契約者へのお願い

介護サービスご利用に際しての契約者へのお願いです。

■ お願い

- 備え付けの器具等は大切にご利用ください。
器具等を破損された場合は契約者に弁償していただく場合があります。
- のじぎくの里内は禁煙です。煙草は所定の場所にて願います。
- 携帯電話等の電子機器は、居室内でのみご使用下さい。
他の利用者の心臓ペースメーカー等に影響を及ぼす危険性や、通話中の話し声等が迷惑になる可能性があります。
- 貴重品等をお持ちの場合はのじぎくの里にお預け下さい。
なお、契約者自身で管理された場合の紛失に関して、のじぎくの里は責任を負いかねます。

■ 禁止事項（以下の事項についてはご遠慮ください。）

- サービス提供に必要なもの以外の物品のお持込み
- 大量の貴重品、高額な金銭のお持込み
- のじぎくの里内における宗教活動、政治活動、営利活動等
- ペット連れの利用
- 他の利用者に対する迷惑行為

皆様のご協力をお願いいたします。

5. のじぎくの里について

■ 事業者について

運営法人名 社会福祉法人のじぎく福祉会（のじぎくふくしかい）
所在地 兵庫県加古川市神野町神野136番地の8
代表者 理事長 栗原 英治（くりはら えいじ）
設立年月日 平成 2年12月28日

■ 事業所について

名称 特別養護老人ホームのじぎくの里
開設年月日 平成15年9月15日
指定状況 平成15年9月15日指定 兵庫県第2872100322号
管理者 大形 公子（おおがた きみこ）

- 目的 介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

- 運営方針 利用者の主体性を尊重し、日常生活動作の機能維持を図り、また、生活の質の向上や余暇活動の援助等にも配慮し、利用者が少しでも快適な生活を過ごせるよう緊急時の対応にも万全を期するものとします。

■ 職員配置

職種	常勤換算	勤務体制
管理者	兼務	午前8:30から午後5:30
介護職員	合計4名以上	午前7:30から午後4:30 午前8:30から午後5:30 午前9:45から午後6:45 午後4:00から午前10:00
看護職員	兼務	午前8:30から午後5:30
生活相談員	兼務	午前8:30から午後5:30
機能訓練指導員		看護職員が兼務します。
管理栄養士	兼務	午前8:30から午後5:30

- 介護職員 …利用者の介護をいたします。
 生活相談員 …利用者の日常生活上の相談、支援をいたします。
 サービス計画書の作成をいたします。
 看護職員 …利用者の健康管理、療養上のお世話、機能訓練を
 いたします。

■ 利用定員 18名

■ のじぎくの里の設備

鉄筋コンクリート造 地上 5階建

建物延床面積 6,005.42㎡ (うち 4,067.24㎡)

設備名	室数	備考
個室	18室	面積 13.29㎡ (1室)
食堂	1室	機能訓練室としても使用
浴室	4室	通常浴室および機械浴室 (併設施設) 個浴
医務室	1室	特養に完備

(空床使用時は、洗面所および手洗いは共同利用となります。)

■ 他の実施事業

指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

平成15年 9月 5日指定 兵庫県第 2872100322号

指定通所介護事業所 (デイサービス)

平成15年 9月 15日指定 兵庫県第 2872100322号

指定訪問介護事業所 (ホームヘルパー)

平成15年 9月 15日指定 兵庫県第 2872100322号

指定認知対応型共同生活介護事業所 (グループホーム)

平成15年 9月 15日指定 兵庫県第 2872100322号

指定居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)

平成15年 9月 15日指定 兵庫県第 2872100322号

■ 営業のご案内

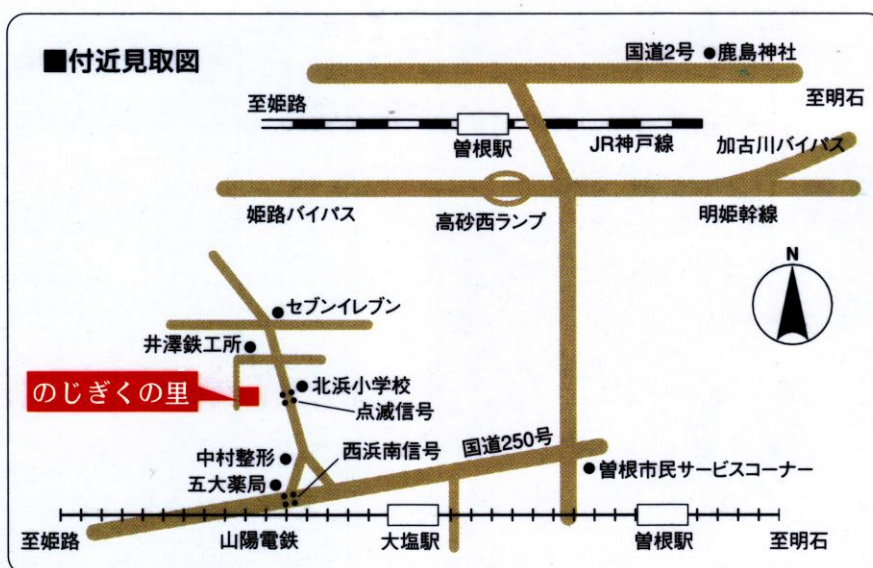
● 営業日

年中無休（原則として日曜日、12月30日から1月3日までは、送迎は行っておりません。）

● 営業時間（お問い合わせ時間）

午前8時30分から午後5時30分まで

■ 交通案内



■ 交通のご案内

● 国道250号からの西浜南信号より1km

● じょうとんバス北脇停留所より400m

● 山陽電鉄大塩駅より1.5km

● 姫路バイパス・高砂西ランプより4km
(但し西行きのおランプはございません)

■ お問い合わせ ■

電話 (079) 247-9200

FAX (079) 247-9201

〒671-0123

兵庫県高砂市北浜町西浜773-3

特別養護老人ホームのじぎくの里（短期入所）

担当 峯垣 祐香

6. 説明のご確認

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき、本重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

事業者	社会福祉法人のじぎく福祉会
事業所名	特別養護老人ホームのじぎくの里
説明者	職名
	氏名
	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者	住所
(利用者)	氏名
	印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者	住所
	氏名
	(契約者との関係)
	印

立会人	住所
(契約者家族)	氏名
	(契約者との続柄)
	印

(介護保険適用外のサービス料金表)

(一日あたり)

内容 \ 種別		短期入所生活介護	
		(従来型個室)	(多床室)
契約条項		第5条、第8条	
食費	朝食	300円	300円
	昼食	650円	650円
	夕食	650円	650円
滞在費		1,410円	1,060円
通常区域外送迎(1km毎)		20円	20円
コピー(1枚)		10円	10円
喫茶(1杯)		100円	100円
施設飲料代(1杯)		30円	30円
水分ゼリー		100円	100円
髭剃り(使い捨て1本)		30円	30円
テレビ貸出料(1日)		20円	20円
レクリエーション・習字(半紙代)		(1回)50円	(1回)50円
創作品		実費	実費
フラワーアレンジメント		550円	550円

※ 短期入所生活介護における食費は、入所及び退所の関係上、食事提供分のみとなります。

ご利用日の午前 8 時 3 0 分までに利用中止のご連絡がない場合は、
下記の取消料（入所当日分）をいただきます。

取 消 料

滞 在 費	1, 4 1 0 円	1, 0 8 0 円
<u>昼 食 代</u>	<u>6 5 0 円</u>	
合 計	2, 0 6 0 円	<u>1, 7 3 0 円</u>

※ 施設送迎のみ 1 8 4 円（別途）